

＜令和 4 年度事業報告＞

1 啓発事業

(1) 啓発講座

消費者の自立を促し、安心安全な消費生活を送れるようになることを目的に講座を開催。

	開催日	開催内容	人数
1	10月20日	キャッシュレス決済の基礎知識(県センターとの共催)	会場 17人 オンライン 39人
2	11月12日	シンポジウム～18歳成年時代に必要なこと～	会場 7人 オンライン 12人
3	1月14日	特殊詐欺～私たちはだまされない！～	会場 43人
4	2月1日	ネットの裏には大きな危険が！？ ～インターネットに絡んだ犯罪から身を守るには～ (県センターとの共催)	会場 45人 オンライン 47人
合 計			会場 112人 オンライン 98人

(2) 消費者教育の推進

＜教育機関での消費者教育の推進＞

対象	内容	人数
石山中学校	啓発パンフレット提供	200部
日吉中学校	教員等向け消費者教育推進講座開催	35人
中学校技術家庭部会	教員向け消費者教育推進講座開催	15人
青山中学校	教員向け消費者教育推進講座開催	34人
滋賀大学教育学部	教員等向け消費者教育推進講座開催	16人
膳所高等学校	生徒向け消費者教育推進講座開催(2・3年生) (滋賀弁護士会主催)	720人
東大津高等学校	生徒向け消費者教育推進講座開催(2・3年生) (滋賀弁護士会主催)	700人
堅田高等学校	生徒向け消費者教育推進講座開催(2年生) (滋賀弁護士会主催)	200人
石山高等学校	生徒向け消費者教育推進講座開催(2年生) (滋賀弁護士会主催)	350人
北大津高等学校	生徒向け消費者教育推進講座開催(1・2年生) (滋賀弁護士会主催)	250人
合 計		2,320人

<職域での消費者教育の推進>

対象	内容	人数
大津青年会議所	啓発冊子提供	100部
大津商工会議所	事業主向け消費者教育講座開催 (若年従業員の消費者トラブル)	67人
大津市青少年育成市民会議	役員向け消費者教育講座	49人
大津市人権・生涯学習推進協議会	役員向け消費者教育講座	48人
合	計	164人

(3) 情報発信

① 広報紙「ぼけっと」発行

市民への注意喚起のため、近況の消費者トラブルの事例や対策を掲載。

- ・年2回(7月・3月)発行
- ・各回12,000部発行
- ・各自治会の組回覧や関係機関等を通じ配布

② びわ湖放送での放映

10月15日放送「光ル☆おおつ」で、「若者の消費者トラブルを防ぐために」を放送(10分番組)

(4) 消費者問題啓発協力員

センターが主催する講座を受講された方で、ボランティアで消費者問題の啓発等に積極的に取り組む意思を有する方からの申請により登録。(令和4年度末登録人数:30名)

毎月の会議で消費者問題に対する学習を行い、自己研鑽及び家族等周囲への見守りにつなげるほか、センターと連携し、街頭啓発や出前講座で啓発劇を行い、消費者問題の啓発に協力。

活動事項	活動内容
街頭啓発	京阪びわ湖浜大津駅周辺での啓発
定例会議及びグループ会議	<ul style="list-style-type: none"> ・4月から7回開催 ・センターへの相談事例と対処法の解説 ・広報紙への原稿作成協力、くらしの安心カレッジの内容企画
レベルアップ研修	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回開催 ・食の安心・安全について ・ボランティア研究セミナー「社会貢献活動をどう捉えるか？」 ・フレイル予防のための食事

(5) 出前講座

地域団体からの要請に応じ、相談員等が出張して講座を開催。新型コロナウイルス感染症対策で中止していた消費者問題啓発協力員による啓発劇も再開。

年間開催数：計 4 回

参加者数：計 63 人

(6) その他

本審議会の意見を踏まえ、滋賀県教育委員会と大津市は、令和 4 年度に県立高等学校における消費者教育に関し、それぞれが担う役割を明文化した覚書を交換したところであり、これに基づき、高校生への取組を推進するにあたり相互に協力していく。

2 相談事業

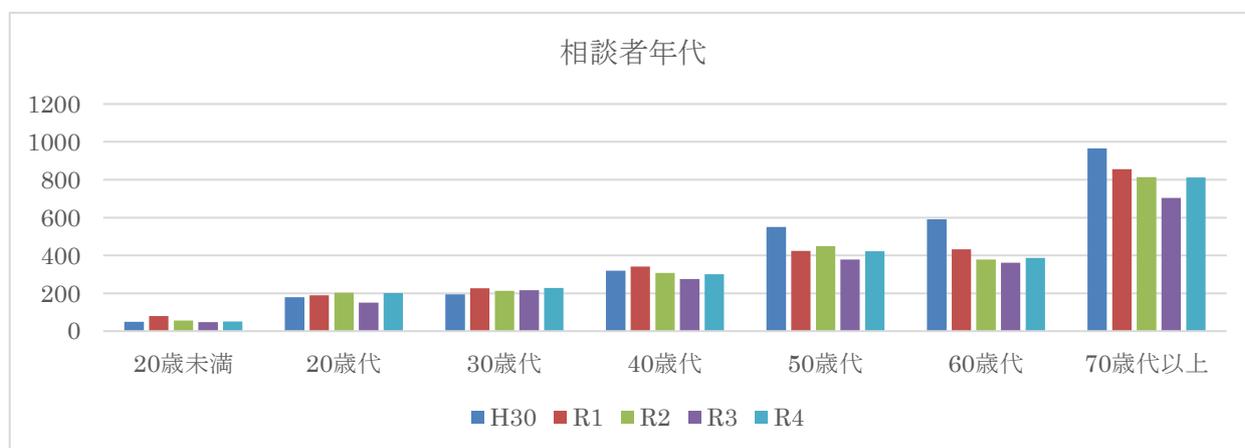
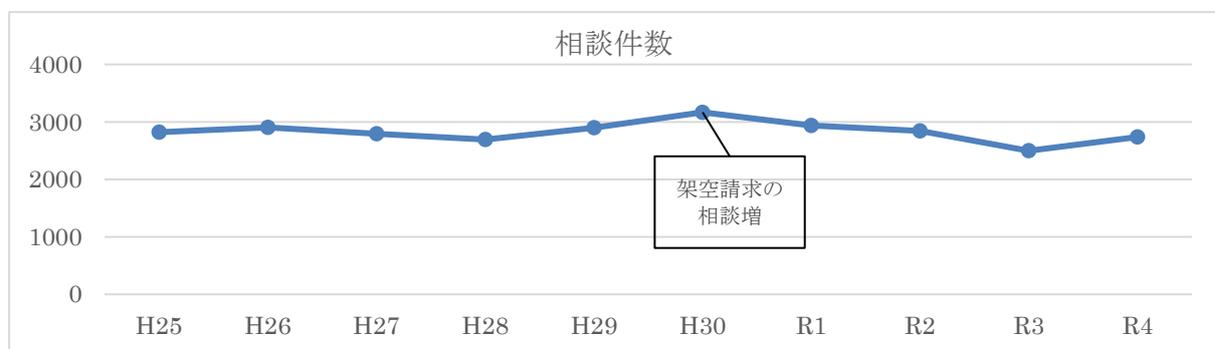
(1) 相談受付

相談員 6 名を雇用し、電話 3 回線及び来所相談で相談を受付。

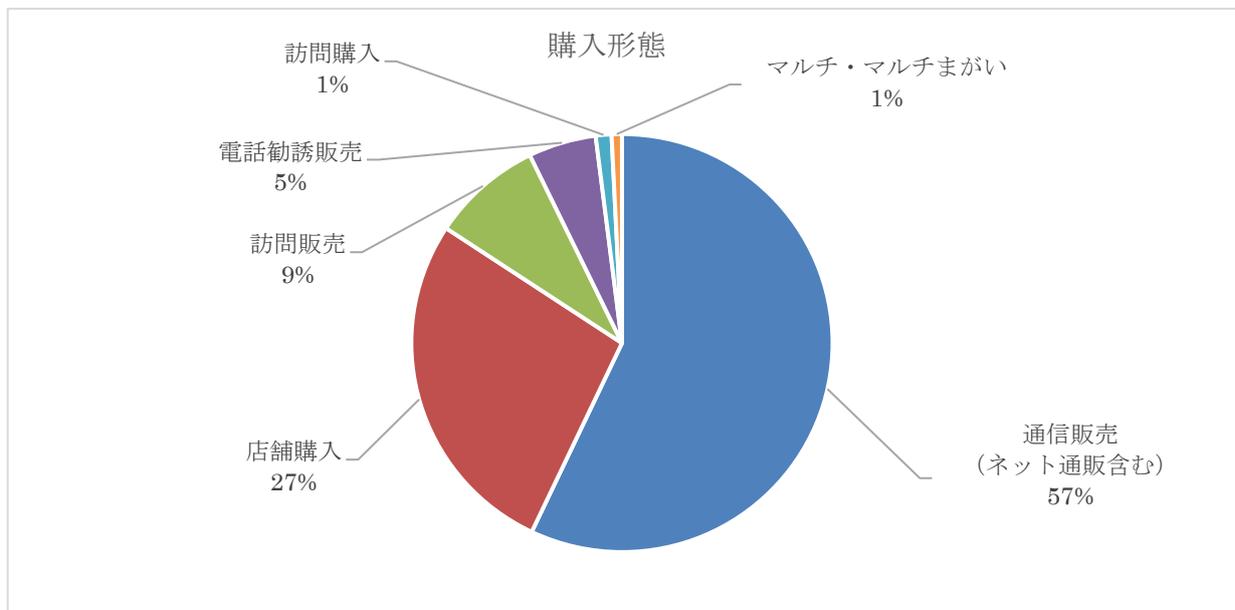
令和 4 年度受付件数は 2,738 件。

主に解約などの手続きに関することや、定期購入など販売方法に関する相談などが多く寄せられた。

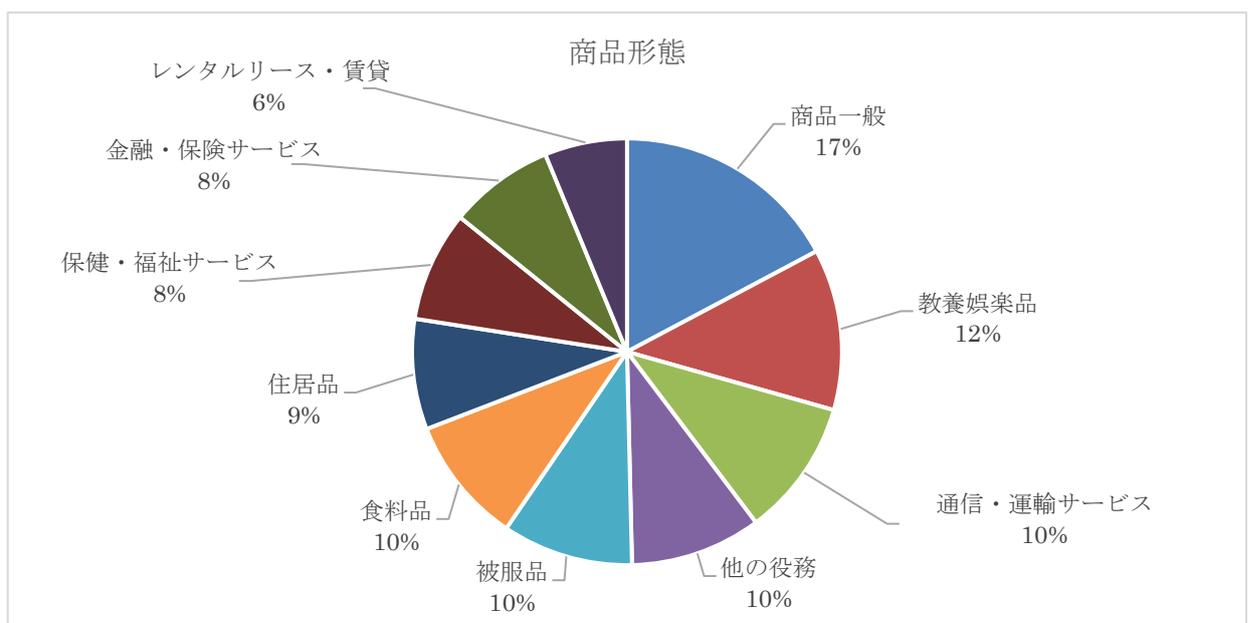
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
224	239	200	224	216	228	252	214	216	236	241	248	2,738



< 購入形態 >



< 商品役務別 >



相談案件では、年代問わず通信販売での相談が最も多い。

通信販売で手軽に商品を購入でき大変便利になった半面、定期購入でのトラブルや、スマホに表示される広告やSNSを通じて安易に商品を購入するトラブルも多かった。

このため、通信販売ではクーリングオフは適用されないことや、消費者自身が注意事項等をしっかりと確認した後、商品を購入するよう助言した。

また、相談全体の半数近くを占める高齢者からは、浄水器などの訪問販売や電話勧誘販売での相談が寄せられ、被害額も高額になる傾向がみられた。

(2) 若年者からの相談

12歳以下		13～15歳		16～18歳		19～22歳	
ネットゲーム	6	ネットゲーム	4	化粧品	2	脱毛エステ	12
ペット	1	内職、副業	1	コンサート	2	内職・副業	11
商品一般	2	ビジネス教室	1	脱毛剤	1	賃貸アパート	6
合計	9	アダルト情報	1	書籍	1	自動車	5
		コンサート	1	オートバイ	1	役務サービス	5
		商品一般	1	交通サービス	1	ビジネス教室・講座	4
		合計	9	ネット通信関連サービス	1	修理サービス	3
				理髪サービス	1	歯科治療	3
				商品一般（食品・衣類等）	9	保険	3
				合計	19	医療サービス	2
						娯楽等情報配信サービス	2
						出会い系サイト	2
						携帯電話・ネット回線	2
						交通サービス	2
						レジャー関係	2
						学校	2
						コンサート	1
						アダルト情報	1
						商品一般（食品・衣類等）	28
						合計	96

若年者からの相談では、脱毛エステのほか、情報商材や副業サイトなど、儲け話に関するトラブルも多い。

脱毛エステは毎年多く寄せられている相談だが、令和4年度は倒産した事業者があり、返金や解約に関する相談が多かった。内職・副業に関しては、「SNSで簡単に儲かる」というサイトに登録したが儲からない」という相談や、中学生から副業に関する相談があったりと、儲け話に対する若年者からの相談が目立った。その背景として、新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイト等の収入が減少したことにより、収入を増やすため、SNS上やネット検索で表示された「簡単に誰でも稼げる」「すぐに儲かる」といったキーワードに反応し、安易に手続きをしている状況がみられた。

上記から、令和5年度では、主にネット通販での注意点等を伝える講座や、悪質商法への対応策を伝える講座、また、県立高等学校向けの消費者教育講座では、「うまい話はまず疑う」「簡単に儲かる話はありません」「会ったこともないネット上での友達を簡単に信用しない」など騙される前に自分で気をつけるべきこと、またトラブルに遭ってしまった場合に相談できる窓口の周知を行い、消費者トラブルの防止につなげる。

